

名古屋市立大学オープンアクセス方針

2024年8月5日
教育研究審議会承認

(趣旨)

1. 名古屋市立大学（以下「本学」という。）は、名古屋市立大学憲章に基づき、「知の創造の拠点」として真理を探求し、人類の幸福に資する研究成果を世界に発信することにより、地域社会及び国際社会の持続的な発展に貢献するため、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2. 本学は、本学に在籍する研究者（以下、「研究者」という。）が、出版社、学会、学内部局等が発行する学術雑誌等に研究成果を掲載したときに、名古屋市立大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）又はその他の方法によって、可能な限り速やかに広く無償で公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学に移転しない。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由で公開に支障があると研究者が申し出た場合は、本方針の適用を免除し、又は公開を猶予する。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。ただし、可能な限りの公開を推奨する。

(リポジトリへの登録)

5. 研究成果の出版物がリポジトリで公開が可能な場合は、速やかに本学のリポジトリに登録し公開する。

リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「名古屋市立大学学術機関リポジトリ運用要綱」に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関する必要事項は、関係者間で協議して定める。